

地域限定保育士試験の実施主体拡大に係る政令・通知について

1. 政令について

【スケジュール】

法律改正 6月23日公布・施行

政令改正 9月22日施行：法改正から3月以内←法律に規定

(9月11日パブコメ締切、9月13日閣議請議、9月15日閣議決定、9月21日公布)

【条文】

○国家戦略特区法施行令 第6条

2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関（準用児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。以下同じ。）の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の者である場合にあっては、申請者の役員又は構成員の構成が、試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

3 都道府県知事は、第一項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、法人以外の者であること。

二 申請者が、その行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

政令については、過去の条文の類例等から上記のとおりとしたいが、**指定試験機関の申請者が一般社団法人・一般財団法人かそれ以外の法人かで、審査に当たり大きな差異が生じないように、通知において明示的に記載する方向で調整中。**(次ページ)

2. 施行通知について（案）

【現在、厚労省において検討している案文】

都道府県知事が指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせるに当たっては、**指定試験機関の申請者が一般社団法人・一般財団法人かそれ以外の法人かに関わらず、**

- ・ 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること
- ・ 試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること
- ・ 試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施できないおそれがないこと
- ・ 指定試験機関の役員を選任及び解任に当たっては、都道府県知事の認可が必要であること
- ・ 指定試験機関の役員が試験事務規定に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、都道府県知事が役員解任を命ずることができること
- ・ 指定試験機関は、試験事務の開始前に試験事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないこと
- ・ 指定試験機関の役員若しくは職員等は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと
- ・ 都道府県知事は、試験事務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができること
- ・ 都道府県知事は、指定事務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができること

等の要件が課されており、試験事務の適正かつ確実な実施が確保されるよう、万全を期すること。

※ 上記の記載を含め、**通知文の全体は現在作成中であり、別途、ワーキンググループにおいて厚労省から説明予定。**

※ 通知文については、法律改正から3月以内というスケジュールの制約はないため、案文について調整可能。